

一般競争入札公告

沖縄県が発注する沖縄県管理空港自家用電気工作物保安管理業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年2月28日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 沖縄県管理空港自家用電気工作物保安管理業務委託
- (2) 契約の内容 電気事業法に基づいて定められた保安規程に基づき、沖縄県管理空港の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を行う。その他詳細については仕様書による。
- (3) 業務実施場所 久米島空港、与那国空港、波照間空港、多良間空港、粟国空港、南大東空港、北大東空港、慶良間空港
- (4) 期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日
- (5) その他 本業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削減があった場合は、本契約は解除する。

2 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 沖縄県内において、本社（店）または支社（支店・営業所等）を有すること。
- (2) 電気事業法施行規則第52条の2の要件を満たす法人であること。
- (3) 那覇産業保安監督事務所作成の電気保安法人の公開名簿に登録されている法人であること。
- (4) 過去5年以内に久米島空港と同等規模（設備容量430KVA、発電機容量200KVA）以上の自家用電気工作物の保安管理業務の実績を通算1年以上有すること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす電気主任技術者を当該委託に配置できること。
 - ア 電気主任技術者の免状を所有していること。
 - イ 競争に参加しようとする者との間で、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これに加入していること。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの。
- (2) 競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止、又は指名除外の措置を受けた者。
- (3) 競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日及び入札期日以前 6 ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者。
- (4) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者（会社更生法の適用を受けた者を除く。）。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者。
- (6) 次の各号に該当する者。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）。
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
 - ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。

4 入札参加資格の申請法等

(1) 申請の方法

当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を（2）に掲げる場所に直接持参又は郵送により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

電送（メールやファクシミリ等）による関係書類の提出は受け付けない。また、提出された書類に不備等がある場合は受付期限内に補正することとし、提出された書類は返却しない。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

※支社（支店・営業所等）で申請する場合は、本社（店）からの委任状を添付すること。

イ 平成 26 年度以降の久米島空港と同等規模以上の自家用電気工作物の保安管理業務実績を証する書類（契約書の写し等）

ウ 業務に従事するものの職氏名及び 2（5）と同等以上の資格を有することを証する書類

エ 労働保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（直近の領収済通知書の写し等）

(2) 申請書及び契約条項等の入手方法

申請書等の諸様式は、沖縄県公式ホームページに掲載する。

(<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>)

ア 期間 この公告の日から令和 2 年 3 月 13 日（金）までとする。

イ 場所及び問い合わせ先 沖縄県土木建築部空港課

〒 900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番地 2

電話番号 098-866-2400

(3) 申請の時期

この公告の日から令和 2 年 3 月 10 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）とし、受付時間はそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語

申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(5) 仕様書等に関する質問

質問事項のある場合は、別添の「質問書」に記入（代表者名、同捺印）し、令和 2 年 3 月 3 日（火）午後 5 時までに沖縄県土木建築部空港課に持参又は FAX により提出すること。質問事項がなければ提出は不要。なお、電話による質問は受け付けない。

質問に対する回答は、令和 2 年 3 月 10 日（火）午後 5 時までに沖縄県ホームページに掲載する。

5 資格審査結果の通知

資格審査結果は、令和 2 年 3 月 13 日（金）までに電話又は書面にて通知する。

6 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあたっては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては資本金

(6) 電話番号

8 資格の取消し等

(1) 入札参加の資格を有する者が 3 に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 資格取消の通知入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

9 入札の日時及び場所

令和 2 年 3 月 18 日（水）午前 10 時 沖縄県庁 11 階第 2 入札室

10 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）

第 100 条の規定により、見積る契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の (1) 又は (2) のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去 2 箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

1 1 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 同一人物が同一事項について行った 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人の行った入札

1 2 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は 3 回（1 回目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

1 3 その他

- (1) 落札者は、入札参加資格確認申請書において申請した技術者を本業務に配置すること。
- (2) 申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 契約担当者は、提出された申請書及び資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

- (4) 提出された申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (5) 提出期限以降における申請書及び資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れがあった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。
- (7) 本業務の一部を他社に委託する場合は、県の承諾を得なければならない。
なお、「指名停止措置を受けている者」、「暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者」への委託については承諾しない。